

2023年度学会発表支援経費の運用方針について

情報学学位プログラム及び図書館情報メディア研究科(以下、「学位プログラム等」という)における学会発表支援経費の運用については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 情報学学位プログラム及び図書館情報メディア研究科に所属する大学院生、研究生(以下、「院生等」という)が学術的な会議で研究成果を発表する際の費用(の一部)を支援することで、院生等の対外活動を活性化することを目的とする。
2. 公開される論文等には、「筑波大学 情報学学位プログラム」、「筑波大学 図書館情報メディア研究科」あるいは「筑波大学」「筑波大」など所属を明記すること。明記されていない場合は申請を行えない。
3. 1回の支援額の上限は、発表する会議の種別、査読の有無などの発表区分で決定する。対象は、学会参加費・旅費・宿泊料・OSSMA 会費・英文校閲費用とし、これらの合計額を越えない範囲で支援する。宿泊料は「筑波大学出張及び旅費に関する規則施行規定」の定額を上限とし、日当は支給しない。
4. 院生等一人あたりに 2023 年度内有効の支援ポイントを設定し、国内会議より国際会議の方が、また「査読無し」より「査読有り」の方が、金額あたりの消費ポイントを小さく設定する。これにより、海外開催の国際会議への支援を手厚くするとともに、査読有り会議での発表のインセンティブを高くする。院生等は発表区分に関わらず年間 1 回程度以上の支援を受けられることを目指すが、2023 年度上期が終了する9月末時点での申請状況によって見直しを行う場合がある。
5. 申請は、発表することが確定した日以降に受け付け、出発の前日までに手続きが完了していること。申請書類にその旨が明らかとなる第 3 者からの書類(採択通知、メール連絡、ウェブページ等)を添付すること。なお、出発日を過ぎた申請は認めない。
6. 国際会議での発表支援を申請する際は、筑波大学及び学外の財団等、学位プログラム等外の組織が提供する助成プログラムに、あらかじめ応募していることを原則とする。学位プログラム等外の助成が決定した場合は、本支援では外部助成額との差額を支援する。
 - ・ はばたけ、筑大生！<<https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ssc-top/ies-top/go-abroad-top/scholarship-4-ga>> 募集期間は年度によって異なるので、常に掲示等に注意を払うこと。
 - ・ 外部の財団等から支援を受けることは、論文の質や投稿先の国際会議が一定水準以上である事の証となるので、積極的に申請すること。【海外渡航支援】で検索すると、募集している財団等のリストや、会議の開催月で応募できる財団へのポータルサイトが見つかるので活用すること。
7. 学会発表時を含めて休学中の院生等は申請できない。また、1 件の発表に対して登壇発表する 1 名のみが申請できる。

8. 支援額及び手持ちポイントは、以下の計算方法に基づいて決定する。

(1)春学期開始時点で所定の初期ポイントを、院生等あたりの手持ちポイントとして配分する。秋学期に入学する院生等には、入学時点で初期ポイントの 1/2 を配分する。支援を受ける毎に支援額に相当するポイントを減算し、手持ちポイントが無くなった時点で支援は打ち切りとする。2023年度の初期ポイントは、210ポイントとする。

(2)院生等は、必要経費の範囲内で「支援希望額」を申請する。申請時の手持ちポイントから算出する支援可能額の範囲で、下記の計算式により支援額を決定する。

- 支援額 = MIN(支援可能額 - 外部助成額, 支援希望額)

ここで、MIN(A, B)は A, B いずれか小さい値を出力する式である。

- 支援可能額 = (手持ちポイント) × 1,000 - 英文校閲費用 / (α × β × γ)

α	会議の種類	国際会議は α = 1 国内会議は α = 3
β	査読の有無	査読有りは β = 1 査読なしは β = 1.5
γ	会議の種類及び助成プログラムへの応募	国内会議は γ = 1 国際会議は筑波大学及び学外の財団等、学位プログラム等外の助成プログラムに応募していれば γ = 1、応募していない場合は γ = 3 ただし、渡航を必要としない場合は γ = 1

(3)1回の支援による手持ちポイントの更新式は以下のとおりである。

- 筑波大学外の財団等から助成を得た場合は、外部助成額に応じたポイントを手持ちポイントに還元し、次回以降の発表支援に使うことができる。

- 残りの手持ちポイント = (申請時の手持ちポイント) - (支援額 / 1,000) × α × β × γ
+ (外部助成額 / 1000) × 0.3

9. 発表資料作成のための費用が参加費と独立して請求されている場合は、論文掲載・別刷支援経費と併用して支援を受けることができる。

10. 英文校閲支援に係る具体的な内容については、「英文校閲支援の運用方針について」を参照のこと。

11. 本運用方針は、2023年4月1日にさかのぼって適用し、各院生等に付与した支援ポイントは2023年度末まで有効とする。情報学学位プログラムリーダー/研究科長が承認後であっても、上記の各項目に示す取り扱いに反していることが判明した場合は、学会発表支援経費からの支援を取り消す。また、いかなる場合においても支援が決定した支援額に相当するポイントを戻すことはできない。

以上